

(平成26年11月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認四国地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

## 四国（香川）国民年金 事案 541（香川国民年金事案 226 及び 491 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 51 年 6 月まで

今回の申立てに当たり、昭和 50 年からの記載が有る預金通帳が見付かり、そこに国民年金保険料を一括して納付した記録が有る。また、申立期間の保険料を納付したことを証言してくれる知人が見付かったので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る初回の申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 9 月頃に払い出されており、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらないこと、ii) 申立人が申立期間の保険料を一括納付したと主張する時期は、前述の国民年金手帳記号番号払出し前であり、特例納付が可能な時期でもなく、仮に、第 3 回目の特例納付時期に一括納付した場合であっても、申立人が主張する納付金額と特例納付した場合の納付金額とは大きく相違していることから、既に年金記録確認香川地方第三者委員会（当時。以下「香川委員会」という。）の決定に基づき平成 21 年 3 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、前回の申立てにおいて、申立人は、同じ町内に同姓同名の人がおり、その人の記録と間違えた可能性があるのではないかと主張しているところ、オンライン記録の氏名検索により判明した登録住所が申立人と同じ町内であり、申立人と同姓同名である者の記録を見ると、申立期間に係る国民年金の加入記録は確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 25 年 5 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 50 年からの記載が有る預金通帳が見付かり、そこに

国民年金保険料を一括して納付した記録が有ると申し立てしているところ、同通帳には、同年11月に55万円を振替出金した記録が確認できるものの、同時点で申立期間の保険料を納付するには、その大部分が第2回特例納付（実施期間：昭和49年1月から50年12月まで）によることとなるが、同特例納付実施期間内に一括納付した場合の保険料額は、申立人が主張する納付金額と大きく相違する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを証言してくれる知人が見付かったとしているが、当該知人は、申立人の保険料の納付状況についての詳細を承知しておらず、申立人の保険料の納付に関する具体的な回答を得ることができない。

そのほか、香川委員会及び当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。